

ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価（月齢制限の引上げ）に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和7年12月24日～令和8年1月22日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1通

4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
1	<p>ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価（月齢制限の引上げ）についての意見・情報の募集について意見を拝送することをお許しください。</p> <p>早速、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓を動画公表しながら実験用動物のマウス、猿、線虫に使用して平均寿命よりも前に健康を悪化したものが悪化していないのか公表されていないので怖いのでポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓で動画公開されながら実験して安全が確認されたものだけ輸入するために</p>	<p>食品安全委員会の食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて実施しています。</p> <p>食品安全委員会プリオン専門調査会は、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価（月齢制限の引上げ）について諮問を受け、これまでの食品健康影響評価で得られた知見に加えて、ポーランドにおけるリスク管理措置及びその結果等を踏まえて、中立公正な立場から議論を行い、審議結果を取りまとめたところです。</p> <p>その結果、諮問事項の「国際的な</p>

<p>財源の目標として物価上昇率がプラスにならない深刻なデフレにならないようにしながら、1京8513兆円くらいまで</p> <p>原価20円のタクシ一代、紙オムツ代にも本人の希望で何にでも使える地域商品券を発行して、日本に住む一人一人に毎月50万円から120万円を選択的に支給したり、取りに来てもらえるようにしたりして実現してほしい。</p> <p>以上、お忙しい中最後までご覧下さり有難うございます。</p>	<p>基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30か月齢）を引き上げた場合のリスク」に関し、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢制限を「条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断しました。</p>
---	--

※頂いたものをそのまま掲載しています。